

福岡県公報

平成十七年六月六日
第二千三百九十六号
増刊 ①

目次

規則(第五十号)

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (保健福祉課) ……………一

告示(第千百十四号)

○福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示 (農業経済課) ……………一

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年六月六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項(2)中「二、四三三、〇〇〇円」を「二、三八五、〇〇〇円」に改め、同項中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

別表第二の七の項中「五一九、〇〇〇円」を「五一〇、〇〇〇円」に改め、同表の九の項中「及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)」を「(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程

及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に改め、同項中(3)のアを次のように改める。

ア 教科書代

(イ) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条

第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又は

その承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

別表第二の九の項(3)イ中

「中学校生徒 一人当たり 四、四〇〇円」を

「中学校生徒 一人当たり 四、四〇〇円

高等学校等生徒 一人当たり 四、八〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則別表第二の二の項(5)及び九の項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

告示

福岡県告示第千百十四号

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年六月六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱(平成九年十月福岡県告示第千六百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表一中

平成17年3月18日以降貸付決定分	特別資金 (公庫)	6年以下	0.75	0.050	0.050	0.65
		6年を超え7年以下	0.85	0.075	0.075	0.70
		7年を超え8年以下	0.95	0.100	0.100	0.75
		8年を超え9年以下	1.05	0.100	0.100	0.85
		9年を超え10年以下	1.15	0.100	0.100	0.95
		10年を超え11年以下	1.25	0.125	0.125	1.00
		11年を超え12年以下	1.35	0.125	0.125	1.10
		12年を超え14年以下	1.45	0.125	0.125	1.20
		14年を超え15年以下	1.55	0.150	0.150	1.25
		15年を超え17年以下	1.65	0.150	0.150	1.35
		17年を超え20年以下	1.70	0.150	0.150	1.40
		6年以下	2.95	1.150	1.150	0.65
		6年を超え7年以下	2.95	1.125	0.125	0.70

を

平成17年3月18日以降平成17年4月19日以前貸付決定分	特別資金 (公庫)	6年以下	0.75	0.050	0.050	0.65
		6年を超え7年以下	0.85	0.075	0.075	0.70
		7年を超え8年以下	0.95	0.100	0.100	0.75
		8年を超え9年以下	1.05	0.100	0.100	0.85
		9年を超え10年以下	1.15	0.100	0.100	0.95
		10年を超え11年以下	1.25	0.125	0.125	1.00
		11年を超え12年以下	1.35	0.125	0.125	1.10
		12年を超え14年以下	1.45	0.125	0.125	1.20
		14年を超え15年以下	1.55	0.150	0.150	1.25
		15年を超え17年以下	1.65	0.150	0.150	1.35
		17年を超え20年以下	1.70	0.150	0.150	1.40

平成17年4月20日以降平成17年5月6日以前利子補給承認	経営安定資金 (農協)	6年以下	2.95	1.150	1.150	0.65
		6年を超え7年以下	2.95	1.125	1.125	0.70
		6年以下	0.65	0.000	0.000	0.65
		6年を超え7年以下	0.75	0.050	0.050	0.65
		7年を超え8年以下	0.85	0.075	0.075	0.70
		8年を超え9年以下	0.95	0.100	0.100	0.75
		9年を超え10年以下	1.05	0.100	0.100	0.85
		10年を超え11年以下	1.15	0.100	0.100	0.95
		11年を超え12年以下	1.25	0.125	0.125	1.00
		12年を超え14年以下	1.35	0.125	0.125	1.10
		14年を超え16年以下	1.45	0.125	0.125	1.20
		16年を超え18年以下	1.55	0.150	0.150	1.25
		18年を超え20年以下	1.60	0.150	0.150	1.30
		7年以下	2.85	1.100	1.100	0.65

改め。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。